



新勤評反対訴訟団ニュース 第19号

08年 3月 7日
新勤評反対訴訟団
事務局

〒530-0047
大阪府北区西天満4丁目3-3
星光ビル1階
TEL・FAX：06-6311-1250

教職員「評価」と差別賃金で教育を破壊するな！

裁判の成果を職場・市民へ3・30大阪集会

講演 大内裕和さん（松山大学）

冠木克彦さん（新勤評反対訴訟弁護団）

日時：3月30日（日）

午後1時半～4時半

場所：大阪社会福祉指導センター 多目的ホール

<会場へのアクセス> 地下鉄谷町線「谷町六丁目」下車 番出口から南へ徒歩5分
「谷町7丁目」の信号を西へ50M

参加の事前連絡などは不要です。どなたでもご参加ください。

会場費：1000円（大学生500円 高校生以下無料）

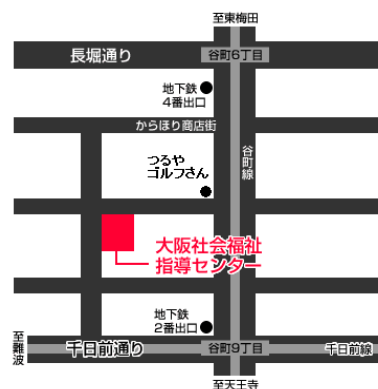
主催：新勤評反対訴訟団

教職員・市民のみなさん！

3・30集会に集まってください！

2月19日の第8回法廷で、私たちは教職員「評価・育成システム」と給与反映が教職員に対する支配と管理の道具になっていることを実例で証明しました。制度の正当性を宣伝に出てきた府教委の証人（教職員企画課課長補佐と参事）は、当初の威勢はよかったものの、原告側の弁護士の追及の前に立ち往生し、ついには裁判官自身が「どうして自己申告票を出さないと、総合評価がなくなるのか」と何度も何度も根拠を問いただすことになりました。（次頁参照）

私たちはシステムと給与反映を強行してきた大阪府の主張はすでに破綻していると考えます。また、評価システムを巡っては私たちの裁判だけでなく、2月に北海道教組が1時間のストライキを戦い抜くなど各地で良心的な教職員、市民が新勤評による教育と教職員の支配に反対して声を上げています。3月30日の集会では、これらの運動とも連帯しながら、裁判の現段階を確認し、職場・市民にその成果を広げていきたいと考えています。ぜひ、みなさんご参加ください。



盛り上がった第8回法廷

「不提出者は昇給しない」根拠をどうしても説明できなかった府教委。
どうして業績評価がないと総合評価がない根拠は何ですか？（裁判官）
・・・それが規則だからです（府教委側）

証人尋問で評価・育成システムの矛盾が次々明らかになる - - 第8回法廷報告

第8回法廷が2月19日の午前10時から午後6時過ぎまで長時間にわたって開かれました。今回の法廷（証人尋問）では原告側からは4人の証人がたち、被告大阪府は府教委教職員企画課の担当課長補佐と校長研修担当の参事（元校長）を証人に立ててきました。法廷には午前中も午後もほぼ傍聴席を埋める120名もの原告と支援者が駆けつけて見守りました。皆様の熱いご支援に心から感謝します。

大きな前進を勝ち取った第8回法廷

私たちは今回の法廷で大きな前進を闘い取ったと考えています。まず、昨年末以降の裁判長の強引な訴訟指揮を改めさせたこと。裁判長は一時は強硬に裁判を急ぎ、却下するつもりかと疑わせました。しかし、今回の法廷で5月8日に弁論再開が確認され、審理を尽くさない早期幕引きの危険性はなくなりました。私たちは今回の証人尋問で吹き出した府側の問題点、矛盾点をさらに追及する機会を手に入れました。

第2の大きな前進は、裁判所の前で「システム」がいかに理不尽で教育を破壊しているかということ原告自身が自分の経験した事実で示したことです。府側の弁護士どころか裁判長までが「それはシステムの問題ではなく、運用の問題でしょう」とまるで悪いのはシステムではなく個々の校長という方向に露骨に誘導しようとするのに対して、各証人はきっぱりと「システムがある限り教職員や教育への悪影響は取り除けない」ことを自分の経験から示しました。

第3に、尋問の中で大阪府の主張が根拠のないこと、すなわち府側の破綻が明らかになったことです。被告側の証人（府教委職員）は被告側準備書面を読み上げるような証言を行い、システムがいかに「法令通り実施され」「やる気を引き出すすぐれたものであるか」また「不提出者が昇給しないのは不利益ではなく、出さないことの事務的結果」であることを被告側弁護士と一緒に演出しようとしました。しかし、原告側の弁護士の鋭い追及で府側の証人は至る所で立ち往生し、動揺し、陪席裁判官までが「どうしてもわからないのですが、なぜ総合評価ができないのですか」と何度も何度も証人に聞いたはず始末でした。この「システム」と給与反映について大阪府側が裁判所を納得させるような立証をできなかったことは明らかです。

裁判の中で明らかになった問題を再度学校現場でも共有しあい、システムの廃止に向けてもう一度声を上げ強めていきましょう。

システムの不合理を糾す原告側証人

原告側証人の1番手は中学校の教員Aさんです。Aさんは初め自己申告票を提出していました。努力の成果が評価され報われるのはいいと考えて非常に生真面目に目標を設定し自己申告票を書き上げました。年度末には自分に厳しく自己評価に概ね達成、同時に達成していない事があった事をも付け加えたのです。そして校長が付けた評価はBでした。次の年、システムや校長のやり方にいろいろ疑問を持つようになり、自己申告票にも前年ほど真剣でなくなりました。ところが開示面談のとき校長は「手を抜いたな」と言いながら、Aを付けました。なぜ一生懸命やってBで手を抜いてAなのか。Aさんはシステムが全く信用できなくなり、もう出さないと校長にその場で言ったのです。なぜ疑問を持つようになったのですか？という質問に、Aさんは校長が教育委員会の言う内容を絶対視し、現場の実態や要求を無視するのが我慢できなくなった、このまま言うとおり自己申告票を書いていたのでは教育をだめにすると思ったと述べました。

被告側弁護士は「教員には差があるだろう。それに応じて給与に反映するのはいいことではないか」と執拗に同意させようとしていました。しかし、Aさんは「教員の仕事は確かに質も量も異なる。しかし、努力はみんなしている。評価はすぐには決まらない。それで給与に差なんか付けられない」ときっぱり反論しました。

原告側2人目は中学校教員のBさんでした。Bさんは2年生の学年主任だったのに「自己申告票」を出さなかったのが、校長から「服務規律違反だ」「今は学校の中心的な仕事をさせているが、出さなければはずす、転勤するつもりはないのか」と露骨に恫喝され、次の年度には学年主任をはずされたばかりか、その学年からもはずされ、さらに、わざわざ嫌がらせのために「障害児学級の副担任」（障害児は一人で副担任にはほとんど仕事がない）という仕事を新設してまで干されたこと、彼女が全精力を傾けてきた国語科の授業をさせないようにしたことを証言しました。システムに従わない者にはハラメントが行われている驚くべき事実を証言しました。

被告弁護士は「教員の資質には差がある、それを評価するのは当たり前と考えないか」と問いかけましたが、Bさんは「夫が民間で成果主義が入っているが、成果が数値化されやすい民間でもうまくいっていない、教育でうまくいくはずがない」「評価者たりうる校長にはあったことがない」と答えました。

3人目の高校教員のCさんは、校長が2種類の異なる評価シートをつくり、本人に渡したよりも悪い評価のものを教育委員会に提出するという驚くべき経験を証言しました。府教委は校長の単なるミス、書き直した古い方を間違えたと言い訳しています。しかし、何よりもおかしいのは校長の評価だけでなく教頭の評価も変わっており、教頭と校長が同じ日に思いついて評価をかえ書き直していることです。Cさんはシステムが校長の恣意的な行為（または事故）を防止したり、発見できる仕組みを持っていない欠陥があると話しました。

原告側証人の4人目は高校教員Dさんで、彼女は2004年度の卒業式予行で担任をした生徒が「君が代問題で校長に強制でないことを確認したい」、というのをサポートしました。そのことを理由に能力評価Cにされ、システムが政治的な懲罰のために使われていることは明らかと証言しました。さらにDさんは、校長が不当な評価を行ったことを「苦情審査会」に申し立てたが、審査会はまともに事実も調べず校長の言い分だけを根拠に評価は正しかったと結論したこと、審査会には審議録さえ存在せず、いつ審議したのかさえわからない驚くべき実態を証言しました。「苦情審査会」は、システムを使った校長の専横にお墨付きを与えるための道具でしかないとDさんは証言しました。

「総合評価がない」ことを説明できない被告側証人

府側が初めて出してきたのは教職員企画課の黒瀬課長補佐です。黒瀬氏はシステム丸写しの陳述書を提出し、「システムは公務員の制度改革の流れに合わせたもの」「能力・実績に応じた昇進・給与をめざす」「努力が報われ評価されるようにしたもの」とシステムがいかにもいいか長時間にわたって得々としゃべりました。

これに対して原告側武村弁護士が証言の矛盾に鋭く切り込みました。陳述書に「(勤務評定にすると)府教委が判断しました」とあることを検討委員会に諮問する前のことであると認めさせ、府教委がそもそもの初めから「システム」を勤務評定にすると決めていたこと、実施直前の2004年3月18日までそれを伏せたまま勤務評定を導入したことを明らかにしました。また「信頼性、納得性を高めた上で給与反映を実施した」と言うが『試行のまとめ』でも給与反映に教職員のわずか7.4%、校長でも34.6%しか賛成していない、信頼性、納得性の問題にまったく取り組まずに給与反映を強行したのが実態であること、さらに黒瀬氏が「提出は明文で義務規定」と陳述したことも、実施規則ではなく要領に『提出するものとする』となっているだけで何の法的根拠もないことを明らかにしました。

次々と矛盾が明らかになる証言にどうしても納得できない左陪席の金井裁判官がたまらず次々と質問しました。「業績評価がなければ総合評価はできないのか」「評価できなければDではないのか、評価なしというのは教育委員会の判断か」「自己申告票を出さないことを不利益に評価するのか」「最低で評価せずに白紙にするのはなぜか」「能力80点、業績0点でも平均40点になる。なぜ平均ゼロになるのか、業績をマイナスにするのか」。しまいには黒瀬氏は「能力だけで評価すれば校長の一方的評価になる」と開き直り裁判官が「教職員のために判断しないということか」と聞くと法廷は大笑いになりました。結局、あきらめた裁判官が、「物理的には可能だが、はじめから出さないと評価しない制度設計だということですね」と言って尋問は終わりました。

最後に府側証人として教職員企画課山口参事(元能勢高校校長)が証人に立ちました。山口参事は原告弁護士に「近大40人以上合格は不適切な目標か」と聞かれて「決してそうではない。保護者のニーズに応じていればいい。」と答弁書で府自身が「極端な例」として否定したものを全面肯定して法廷中を驚かせました。

山口参事は、校長が幅広い目標を提示し、教員はそこから自分で選べる、もし目標が学校教育目標と違ってそれは尊重する、などと証言してシステムによる支配を否定しようとした。しかし、原告側中島弁護士の尋問によって弁明とは裏腹に「教育長、教育監が校長の目標設定面談を行い、校長の自己目標(当然学校教育目標が関わる)について指導助言を行う」。「校長は、教員の目標設定面談で不適切な目標に指導助言を行う」「目標の変更には校長の承認が必要」など、システムで上の指導・助言が下を支配し、上の承認なしに教育活動を行えないようにしていることが明らかになりました。また、最後に「業績評価と能力評価は5分5分というが、何か根拠はあるのか」と聞かれて「何もなし」ことが明らかになりました。府教委は「不提出者は業績評価がないから総合評価はできない」と言っていますが、その比率をどうするかは何の規則もなく、校長の胸先三寸次第で、例えば業績評価の比率を0として能力評価だけで評価することだって不可能ではないことがわかりました。